

『非正規雇用労働者のキャリアアップに取り組む事業主を支援します』

キャリアアップ助成金

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期契約労働者等」といったい
わゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップ等を促進するため、正社員化、人材育成、処遇
改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

対象となる方

- 本助成金は、ガイドライン（※1）に沿って、事業所ごとに有期契約労働者等の雇用管理改善を行う「キャリアアップ管理者」を配置し、事業主が作成する「キャリアアップ計画」に基づき、以下の（1）～（3）までのいずれかを実施した事業主に助成します。

※1 ガイドラインとは、「有期契約労働者等のキャリアアップに関するガイドライン～キャリアアップの促進のための助成措置の円滑な活用に向けて～」を指します。詳細は下記URLをご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11650000-Shokugyouanteikyokuhakenyukiroudoutaisakubu/0000082510.pdf>

（1）正社員化コース

- 労働協約または就業規則その他これに準じるものに規定した制度に基づき、有期契約労働者等（※2）を正規雇用労働者や多様な正社員等に転換（※3）、もしくは直接雇用した場合に助成します。

※2 派遣労働者の場合、派遣元事業所で転換または派遣先事業所で直接雇用する対象になります。

※3 無期雇用への転換等は、通常雇用期間4年以内の有期契約労働者からの転換等に限り、また、基本給の5%以上の増額が必要です。

（2）人材育成コース

- 職業訓練計画を作成し、有期契約労働者等に次のいずれかの訓練を実施した場合に助成します。
- ・ 一般職業訓練（実施期間が1年以内のOff-JT）
 - ・ 有期実習型訓練（「ジョブ・カード」を活用した3か月以上6か月以下のOff-JTとOJT）
 - ・ 中長期的キャリア形成訓練（厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定する講座（Off-JT））

(3) 処遇改善コース

■ 賃金テーブル改定

- すべてまたは一部（雇用形態別や職種別など）の有期契約労働者等の基本給の賃金テーブルを2%以上増額改定し、昇給させた場合に助成します。

■ 共通処遇推進制度

- ・ 健康診断制度
 - 有期契約労働者等を対象とする「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、延べ4人以上実施した場合に助成します。
- ・ 賃金テーブル共通化
 - 有期契約労働者等に関して、正規雇用労働者と共通の職務等に応じた賃金テーブル等を作成し、適用した場合に助成します。

■ 短時間労働者の労働時間延長

- 労働者の週所定労働時間を、25時間未満から30時間以上に延長し、社会保険を適用した場合に助成します。

支援内容

- 上記の措置を講じ、一定の要件を満たした場合、以下の助成額を支給します。

メニュー	助成額 () 額は大企業の額
(1) 正社員化コース	① 有期 → 正規：1人当たり 60 万円 (45 万円)
	② 有期 → 無期：1人当たり 30 万円 (22.5 万円)
	③ 無期 → 正規：1人当たり 30 万円 (22.5 万円)
	④ 有期 → 多様な正社員（勤務地・職務限定正社員、短時間正社員） ：1人当たり 40 万円 (30 万円)
	⑤ 無期 → 多様な正社員：1人当たり 10 万円 (7.5 万円)
	⑥ 多様な正社員 → 正規：1人当たり 20 万円 (15 万円) <1 年度 1 事業所当たり 15 人まで>
	※ 派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として直接雇用する場合 ・ ①③ 1人当たり 30 万円（大企業も同額）加算 ・ ④⑤ 1人当たり 15 万円（大企業も同額）加算

	※ 母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、若者認定事業主における35才未満の者の場合 ・ ①1人当たり10万円（大企業も同額）加算 ・ ②～⑥1人当たり5万円（大企業も同額）加算 ※ ④⑤は、勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合 ・ 1事業所当たり10万円（7.5万円）加算												
(2) 人材育成コース	<u>○ Off-JT 《1人当たり》</u> ・ 賃金助成：1時間当たり800円（500円） ・ 経費助成：一般職業訓練及び有期実習型訓練 ⇒ 訓練時間数に応じた次の額 <table border="0"> <tr> <td>・ 100時間未満</td> <td>10万円(7万円)</td> </tr> <tr> <td>・ 100時間以上 200時間未満</td> <td>20万円(15万円)</td> </tr> <tr> <td>・ 200時間以上</td> <td>30万円(20万円)</td> </tr> </table> <u>○ 中長期的キャリア形成訓練（有期実習型（注））</u> （注）有期実習型訓練修了後、対象労働者が正規雇用等に転換された場合 ⇒ 訓練時間数に応じた次の額 <table border="0"> <tr> <td>・ 100時間未満</td> <td>15万円(10万円)</td> </tr> <tr> <td>・ 100時間以上 200時間未満</td> <td>30万円(20万円)</td> </tr> <tr> <td>・ 200時間以上</td> <td>50万円(30万円)</td> </tr> </table> * 実費が上記を下回る場合は実費を限度 <u>○ OJT 《1人当たり》</u> 実施助成：1時間当たり800円（700円）	・ 100時間未満	10万円(7万円)	・ 100時間以上 200時間未満	20万円(15万円)	・ 200時間以上	30万円(20万円)	・ 100時間未満	15万円(10万円)	・ 100時間以上 200時間未満	30万円(20万円)	・ 200時間以上	50万円(30万円)
・ 100時間未満	10万円(7万円)												
・ 100時間以上 200時間未満	20万円(15万円)												
・ 200時間以上	30万円(20万円)												
・ 100時間未満	15万円(10万円)												
・ 100時間以上 200時間未満	30万円(20万円)												
・ 200時間以上	50万円(30万円)												

(3) 処遇改善コース	① 賃金テーブル改定 - すべての賃金テーブル改定： 1人～3人 : 10万円(7.5万円) 4人～6人 : 20万円(15万円) 7人～10人 : 30万円(20万円) 11人～100人 : 3万円(2万円)×人数 - 雇用形態別、職種別等の賃金テーブル改定： 1人～3人 : 5万円(3.5万円) 4人～6人 : 10万円(7.5万円) 7人～10人 : 15万円(10万円) 11人～100人 : 1.5万円(1万円)×人数 ※ 上記において、職務評価の手法の活用により処遇改善を実施した場合 1事業所当たり 20万円(15万円) 加算 ② 共通処遇推進制度 ア 法定外の健康診断制度を新たに規定し4人以上実施： 1事業所当たり 40万円(30万円) イ 共通の賃金テーブルの導入・適用： 1事業所当たり 60万円(45万円) ③ 短時間労働者の週所定労働時間を25時間未満から30時間以上に延長： 1人当たり 20万円(15万円)
-------------	--

ご利用方法

- ① 本助成金を受給しようとする事業主は、各助成メニューを実施する前までに、下記(1)の措置を行い、(2)＜人材育成コースを実施する場合のみ(3)を含む＞のとおり作成した書類に必要な書類を添えて(※1)、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局(※2)へ提出することが必要です。

※1 必要な書類については、労働局へお問い合わせ下さい。

※2 手続きにかかる書類の提出は、ハローワークを経由してできる場合があります。

(1) キャリアアップ管理者の配置

- まず、事業所ごとに、有期契約労働者等のキャリアアップに取り組む方を「キャリアアップ管理者」として選任・配置する必要があります。

(2) キャリアアップ計画(※3)の作成

- 次に、有期契約労働者等のキャリアアップに向けた取り組みを計画的に進めるため、「キャリアアップ計画」を事業所ごとに作成し、労働局長の認定を受ける必要があります。

※3 本計画は、3年以上5年以下の期間にガイドラインに沿って行うおおまかな取り組みの全体の流れ(対象者、目標、期間、目標を達成するために事業主が講ずる措置等)を記載していただきます。

(3) 訓練計画届の作成(人材育成コースを実施する場合)

○ キャリアアップ計画に基づいた訓練計画を作成・提出していただきます。

- ② その後、以下の基準日の翌日から起算して2ヶ月以内に、支給申請書に必要な書類を添えて(※4)、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局(※5)へ支給申請してください。

※4 「支給申請書」の用紙やこれに添付すべき書類については、労働局へお問い合わせ下さい。

※5 申請書等の提出は、ハローワークを経由してできる場合があります。

メニュー	基準日
1 正社員化コース	正規雇用等への転換等後、6か月分の賃金を支払った日
2 人材育成コース	職業訓練計画実施期間の終了した日
3 処遇改善コース	① 賃金テーブル等の増額改定後、6か月分の賃金を支払った日 ② ア: 4人目の健康診断を実施した日 イ: 共通の賃金テーブル等の適用後、6か月分の賃金を支払った日 ③ 労働時間を延長した後、6か月分の賃金を支払った日

お問い合わせ先: 公共職業安定所(ハローワーク)または都道府県労働局

URL(ハローワーク): <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

URL(労働局): <http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>